

新型コロナ特別貸付

実質的な無利子化融資のご案内

実質的な無利子化融資とは、金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子（当初3年間）について利子補給を受けることで、実質的に無利子になる制度です。

条件

新型コロナの影響により一時的な業績悪化の状況にあり、次のいずれかの要件に該当する方で、中長期的に業績回復し発展が見込まれる方。

- (1) 最近1ヶ月間等の売上高または過去6ヶ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少
- (2) 業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月間等の売上高または過去6ヶ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少
 - ①過去3ヶ月（最近1ヶ月含む）の平均売上高
 - ②令和元年12月の売上高
 - ③令和元年10月～12月の平均

限度額

別枠 8,000万

担保

無担保

返済

設備資金：20年以内 据置期間 < 5年以内 >
運転資金：15年以内 据置期間 //

利子

当初3年間分の利息をお支払いいただいた後、利子補給が行われます。

飯坂町商工会